

【テーマ】 パートタイム労働者の雇用保険加入

Q Aさんはパート社員として働いており、勤務内容は1日5時間で週5日間の勤務、契約期間は1年間となっています。

ある日、別の会社でパート社員として働いていた友人から、次の仕事を見つけるまで雇用保険の失業給付を受給していると聞きました。

Aさんは、契約時に会社から「パート社員は雇用保険に入れない。」との説明を受けましたが、本当に雇用保険に加入できないのでしょうか。

A 雇用保険の被保険者の要件は、1週間の所定労働時間が20時間以上で、31日以上引き続き雇用される見込みがある者とされており、パートタイムなどの短時間労働者であっても要件を満たせば被保険者となります。

Aさんの場合、1週間の所定労働時間が25時間で、1年間の雇用見込みであり、被保険者の要件を満たしますので、直ちに雇用保険の加入手続を行うよう会社に申し出るべきです。

雇用保険の加入後、Aさんがやむを得ず会社を離職することとなった場合には、受給資格の要件（離職日以前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある雇用保険に加入していた月が通算して12か月以上）を満たしており、ハローワークに離職票を提出し、受給資格の決定を受け、失業認定を受けることにより、失業給付を受給することができます。

なお、上記受給資格の要件は、特定受給資格者（倒産・解雇等による離職者）や特定理由離職者（有期労働契約が満了して更新を希望したにもかかわらず、更新の合意が成立に至らず更新がないことを理由とする離職者等）に該当すれば、離職日以前1年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が6か月以上ある場合も可能です。